令和８年度韓国旅行会社招請ファムツアー及び商談会開催事業委託仕様書

１　委託業務名

令和８年度韓国旅行会社招請ファムツアー及び商談会開催事業

２　実施主体

岡山県

３　目的

韓国からの訪日旅行者数の拡大が続き、小都市としての地方への更なる関心が高まっている中、本県へのさらなる訪日リピーター層を取り込むため、韓国現地旅行会社を招請し、アートや温泉など県内の魅力ある観光スポットを回る視察ツアーや、県内観光事業者との商談会を実施することにより、県内各地の観光資源を組み込んだ魅力的な周遊型旅行商品の造成を図るもの。

４　事業概要

（１）ファムツアーの実施

韓国現地旅行会社を招請して県内観光地や宿泊施設等の視察ツアーを実施し、県内観光地への訪問や、本県を宿泊地とした旅行商品の造成につなげる。また、ツアーの実施中、旅行会社から適宜意見を聴取し、課題とその解決策の把握を行うとともに、ツアー実施後、旅行会社に対してヒアリング等を実施し、改善点を洗い出して視察先にフィードバックを行うなど、商品造成に向けたブラッシュアップを行う。

（２）商談会の開催

ファムツアーに招請した現地旅行会社と県内旅行事業者との商談会を開催し、旅行商品の造成につなげる。

５　委託業務

上記４に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

（１）共通事項

ア　招請対象者

・招請社数及び招請人数は、４社以上（１社１名）及び韓国在住の本県韓国ＰＲデスク担当者１名とすること。

・ツアーの目的に応じた、旅行商品造成見込みの高い旅行会社を選定の上、理由とともに提案すること。なお、受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。

・招請対象は、訪日リピーター客をメインターゲットとするパッケージツアー造成、またはカスタマイズツアーの造成を行っていることを条件とし、販売催行のみの会社は対象

としない。

・招請対象は、各社でツアーを企画・造成できる中堅以上の管理職又は業務従事者とし、会社に正式に所属していない関係者や既に業務から退いている退任者などは含まない。

イ　実施時期

令和９年２月～３月

（２）ファムツアー

ア　行程

行程案の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

・韓国で催行されている 20 人程度の訪日旅行ツアー規模を想定し、訪日韓国人観光客の流行を踏まえた岡山県内を巡る３泊４日以上のものとすること。

・岡山桃太郎空港発着の国際定期便の利用を前提とした行程を作成すること。

・アート、温泉地をテーマとして行程案を作成すること。

・訪日韓国人観光客の嗜好や招請社の意向、実際に催行されているツアー内容等を十分に検討の上、目的及びテーマに応じた魅力的な行程案を提案すること。また、提案書においてツアー訪問先の選定理由を明らかにすること。

・県内宿泊施設の視察をできる限り複数個所行程案に盛り込むこと。

・行程は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。

・宿泊施設は、１室１名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。

イ　留意事項

・往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含めること。

・日中の行程について、同行する県職員２名分の施設入場料等の経費を事業費に含めること。（移動や宿泊に係る費用は含めない。）

・ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置を行うこと。なお、通訳者（韓国語の通訳案内士等）及び添乗員を１名以上手配することとし、通訳者が添乗員を兼務することも可能とする。

・視察先について、事前に招請者に韓国語（ハングル）の資料を提供すること。

・ツアーの実施中及び実施後には訪問先の印象やツアー造成に向けた課題、改善策等についてヒアリング等を実施し、その内容等について訪問先にフィードバックを行うとともに９（１）の実施報告書に盛り込むこと。

・ツアー実施後適切な時期に、招請社におけるツアー造成状況、送客見込み数等に関する調査、ヒアリング等を行うとともに、必要な支援を継続的に行うこと。

（３）商談会

ア　目的

・県内事業者と招請社とのつながりを促進する場の提供。

・招請社に県内観光コンテンツへの理解を深めてもらい、旅行商品の造成につなげる。

イ　実施形式

・行程の中で、県内事業者と招請者が商談できる場を設けること。
・目的達成のため、よりよい実施形式を提案すること。

ウ　要件

・招請社１社当たり商談枠を 10 枠程度設定すること。なお、商談会の時間は概ね３時間程度とすること。
・具体的な手法、時間、効果等を提案書に記載すること。
・適切な規模の会議室等を確保し、音響、設備等の手配も併せて行うこと。
・参加事業者の募集は、本県と受託者が協力して行うものとする。
・必要な数の通訳を配置し、円滑なコミュニケーションを支援すること。
・参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報掲示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。
・待機中の参加事業者が有効に時間を過ごせるよう工夫すること。
・実施後、参加事業者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については事前に実施主体と協議を行うこと。

６　業務に係る留意点

（１）委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
（２）委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
（３）事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
（４）事業の実施に当たり知り得た事実または個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。

７　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 19 日まで

８　委託限度額

3,620,000 円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

９　成果物の提出等

（１）成果物　　実施報告書（Ａ４版）１部
（２）提出場所　岡山県産業労働部観光課
（３）提出期限　令和９年３月 19 日
（４）その他　　成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。